

平成21年2月26日

各 位

テイカ株式会社

労働基準監督署による是正勧告について

本日、当社は、岡山労働基準監督署より、当社岡山工場の酸化チタン製造工場内で使用している、放射性物質が付着した配管等について、下記の通り労働安全衛生法に関わる是正勧告書及び指導票を受領致しました。

本件につきまして、ご関係の皆様にご迷惑、ご心配をお掛け致しましたことを深くお詫び申し上げますとともに、本勧告を嚴重に受け止め、早急に改善措置を図って参ります。

なお、廃棄物の搬出等につきましては、日本酸化チタン工業会が定めた自主管理基準に基づき、これまでも適正に管理しております。また、配管等につきましても、既に構内において隔離貯蔵措置を施しておりますので、地域の皆様におかれましては、ご安心いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 是正勧告内容

1) 労働安全衛生法第22条第2号（電離則第3条第1項、第5項）

- ① 放射性物質が付着している配管の交換等の作業について、3ヶ月間の実効線量が最大1.74mSv（3月間において1.3mSv超）・・・（注）に該当する値であったにもかかわらず、管理区域の明示を行っていなかったこと。（第1項）
- ② 管理区域の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射線物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示していなかったこと。（第5項）

（注）実効線量とは、管理区域内の放射線の測定値に実労働時間（40時間／週×13週）を勘案し積算したものです。

2) 労働安全衛生法第22条第2号（電離則第8条第1項）

管理区域に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定していないこと。

3) 労働安全衛生法第22条第2号（電離則第36条第1項）

放射性物質が付着した配管等を、外部と区画された構造であり、かつ、とびら、ふた等外部に通ずる部分に、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けた保管廃棄物施設において行っていなかったこと。

- 4) 労働安全衛生法第22条第2号及び4号（電離則第37条第3項及び第4項）
- ① 放射性廃棄物が付着した配管等を保管している容器に放射性物質又は汚染物を入れるものである旨を表示していなかったこと。（第3項）
 - ② 放射性物質を保管しておく容器に次の事項を明記していなかったこと。（第4項）
 - ・放射性物質の種類及び気体、液体及び固体の区別
 - ・放射性物質に含まれる放射性同位元素の種類及び数量
- 5) 労働安全衛生法第65条第1項（電離則第54条第1項）
管理区域について、1月以内ごとに1回、定期的に外部放射線による線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定していなかったこと。
- 6) 労働安全衛生法第29条第1項
関係請負人が労働者が放射線業務を行った際、関係請負人が労働安全衛生法及び電離則の規定に違反しないよう必要な指導を行っていなかったこと。

2. 指導内容

1) 放射線障害防止の基本姿勢について

電離放射線障害防止規則第1条の趣旨に基づき、労働者が酸化チタン製造工程における配管等からの電離放射線を受けることをできるだけ少なくする措置を講じること。

2) 健康管理について

常時ではないものの放射線業務に従事している又は従事したことのある労働者（構内下請労働者、退職労働者を含む）及び管理区域内で作業に従事している又は従事したことのある労働者（構内下請労働者、退職者を含む）については、電離放射線障害防止規則第56条第1項に準じた健康診断の実施計画を定め、当該実施計画に基づき、当該健康診断を実施すること。

なお、健康診断を実施した場合には、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告すること。また、健康に不安を感じる者がいる場合は、それらの労働者に対する健康相談等の措置を講じること。

3) 測定について

今回の事案を踏まえ、事業場内の測定を再度早急に行い、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告すること。

4) 改修等に係わる対策について

配管の交換、清澄槽の定期点検等を外部の事業者が発注する場合には、当該場所が事業者として管理区域としていることを教示するとともに、測定結果等の情報を提供し、当該事業者が電離放射線障害防止規則に則した措置等を行えるようにすること。

また、発注者として、請負人が電離放射線障害防止規則に則した措置等を実施しているか必ず確認すること。

5) 迅速な報告について

酸化チタン製造に係わる放射線障害防止については、平成3年のチタン問題の発生以降、測定の実施等適切な管理を指示してきたところである。

今後は、本件のような事案も含め異常等を確認した場合には、所轄労働基準監督署へ速やかに報告すること。

3. 今後の対応

本件につきましては、当社が、酸化チタン製造工場内の一部の配管等に、放射性物質が付着し、堆積し、これに起因して労働者に健康被害を及ぼす可能性を含んでいたことを認識していなかったことによるものであります。

対応措置につきましては、行政当局からの指導を受け、当該区域の立入禁止措置、空間放射線量率の測定等は実施しておりますが、これに加え、上記の勧告及び指導に従い、速やかに適切な改善策を策定し、実施するとともに、洗浄による付着物除去や配管等の交換頻度を高める等放射線量率を低減する施策を実施して参ります。また、退職者や構内請負業者を含む、当該業務に従事したことがある関係者を対象とした健康診断計画を策定し、実施して参ります。

今後は、関係法令に対する教育、研修を再度徹底し、再発防止に努めて参る所存であります。

4. 測定場所及び測定結果

別添をご参照下さい。

5. 問い合わせ先

テイカ株式会社岡山工場 総務課

電話 086-946-8311 ファックス 086-946-1562

以 上

別添 測定場所及び測定結果

1. 敷地境界の空間γ線線量率 (単位: $\mu\text{Sv/h}$) 測定日: 平成21年2月19日

測定者 \ 測定地点	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(参考) 県内の自然放射線の 平均値
岡山県	0.10	0.08	0.11	0.12	0.09	0.09	0.09	0.07	0.12
当社	0.08	0.09	0.11	0.12	0.10	0.07	0.09	0.09	

2. 作業環境中の空間γ線線量率 (単位: $\mu\text{Sv/h}$) 測定日: 平成21年2月19日

測定者 \ 測定地点	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
岡山県	0.08	0.16	0.11	0.08	0.10	0.13	0.05	0.08
当社	0.08	0.13	0.11	0.08	0.09	0.11	0.05	0.09

※ 上記8地点は、「チタン鉱石問題に関する対応方針」に基づき定期報告を行っている作業場

3. 基準値を超える放射線量が検出された作業場等のγ線線量率 (単位: $\mu\text{Sv/h}$)

測定者 \ 測定地点	A	B	C	(参考) 労働安全衛生法上の基準値 3月間につき1.3mSv ($\approx 2.5\mu\text{Sv/h}$)
岡山県(2/19測定)	1.08	1.10	0.73	
当社(2/19測定)	1.24	1.28	0.74	
当社報告(最高値)	3.44	2.84	—	

※ 測定値は全て、自然界の放射線量を含んだ値です

